

議案第60号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 定年の引上げに係る地方公務員法の改正に伴い、規定の整備を図る必要がある
ので、本案を提出する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を
改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年3月世田谷区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「引き続いて」を「引き続き」に、「期限」を「その期限」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。